

産業廃棄物処理計画書

平成 30 年 6 月 日

新潟県知事 殿

提出者

住所 東京都港区芝大門1丁目10番11号

氏名 株式会社 ヤヨイサンフーズ
代表取締役社長 黒本 聡

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0258-22-3802

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 ヤヨイサンフーズ 長岡工場
事業場の所在地	新潟県長岡市南陽1丁目1027番地1
計画期間	平成 30 年 4 月 1 日 から 平成 31 年 3 月 31 日 まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	食料品製造業
② 事業の規模	6,948,000千円
③ 従業員数	450
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙参照

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状		【前年度 (29 年度) 実績】							
産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック	動植物性残渣	金属屑	ガラスくず・コンクリートくず・陶器くず	がれき類		
排出量	906.70 t	24.87 t	300.59 t	21.32 t	25.70 t	0.13 t	8.09 t		
産業廃棄物の種類									
排出量									
(これまでに実施した取組)									
生産計画の見直しによる、切り替えロス削減(動植物性残渣、廃プラスチック)									
② 計画		【目標】							
産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック	動植物性残渣	金属屑	ガラスくず・コンクリートくず・陶器くず	がれき類		
排出量	897.60 t	24.60 t	297.50 t	21.10 t	25.40 t	0.12 t	4.04 t		
産業廃棄物の種類									
排出量									
(今後実施する予定の計画)									
排水処理設備の整備による、汚泥の削減。包装機の更新によるフィルムロスの削減。									

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	動植物性残渣の再資源化を推進するため、廃棄品の中に廃プラ、金属等の混入が無いように十分注意している。また、カートンに入っている物は再資源化できないため、分別を行い再資源化できるようにしている。
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	継続して、動植物性残渣、廃プラスチック、金属屑の分別を徹底していく。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度 (29 年度) 実績】										
① 現状	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック	動植物性残渣	金属屑	ガラスくず・コンクリートくず・陶器くず	がれき類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.00	t	0.00	t	0.00	t	0.00	t	0.00
産業廃棄物の種類										
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量		t		t		t		t		t
(これまでに実施した取組)										
特に実施していません。										
【目標】										
② 計画	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック	動植物性残渣	金属屑	ガラスくず・コンクリートくず・陶器くず	がれき類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.00	t	0.00	t	0.00	t	0.00	t	0.00
産業廃棄物の種類										
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		t		t		t		t		t
(今後実施する予定の計画)										
特に実施の予定はなし。										

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度 (29 年度) 実績】										
① 現状	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック	動植物性残渣	金属屑	ガラスくず・コンクリートくず・陶器くず	がれき類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.00	t	0.00	t	0.00	t	0.00	t	0.00
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0.00	t	0.00	t	0.00	t	0.00	t	0.00	t
産業廃棄物の種類										
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量		t		t		t		t		t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量		t		t		t		t		t
(これまでに実施した取組)										
動植物性残渣の自社焼却の廃止。										
【目標】										
② 計画	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック	動植物性残渣	金属屑	ガラスくず・コンクリートくず・陶器くず	がれき類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.00	t	0.00	t	0.00	t	0.00	t	0.00
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0.00	t	0.00	t	0.00	t	0.00	t	0.00	t
産業廃棄物の種類										
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		t		t		t		t		t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		t		t		t		t		t
(今後実施する予定の計画)										
特に実施の予定はなし。										

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度 (29 年度) 実績】									
① 現状	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック	動植物性残渣	金属屑	ガラスくず・コンクリートくず・陶器くず	がれき類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	
	産業廃棄物の種類								
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量								
(これまでに実施した取組)									
特に実施していません。									
【目標】									
② 計画	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック	動植物性残渣	金属屑	ガラスくず・コンクリートくず	がれき類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	
	産業廃棄物の種類								
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量								
(今後実施する予定の計画)									
特に実施の予定はなし。									

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度 (29 年度) 実績】									
① 現状	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック	動植物性残渣	金属屑	ガラスくず・コンクリートくず・陶器くず	がれき類	
	全処理委託量	906.70 t	24.87 t	300.59 t	21.32 t	25.70 t	0.13 t	8.09 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	498.12 t	0.00 t	298.72 t	0.00 t	25.70 t	0.13 t	8.09 t	
	再生利用業者への処理委託量	906.70 t	0.00 t	298.72 t	0.00 t	25.70 t	0.13 t	8.09 t	
	認定熱回収業者への処理委託料								
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量								
	産業廃棄物の種類								
	全処理委託量								
	優良認定処理業者への処理委託量								
	再生利用業者への処理委託量								
	認定熱回収業者への処理委託料								
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量								
(これまでに実施した取組)									
動植物性残渣の再資源化、廃油の再資源化の推進。優良認定処理業者との委託の継続。									

【目標】									
① 計画	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック	動植物性残渣	金属屑	ガラスくず・コンクリートくず・陶器くず	がれき類	
	全処理委託量	897.60 t	24.60 t	297.50 t	21.10 t	25.40 t	0.12 t	4.04 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	448.80 t	0.00 t	297.50 t	0.00 t	25.40 t	0.12 t	4.04 t	t
	再生利用業者への処理委託量	897.60 t	24.60 t	297.50 t	21.10 t	25.40 t	0.12 t	4.04 t	t
	認定熱回収業者への処理委託料	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	t
	産業廃棄物の種類								
全処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	
優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	
再生利用業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	
認定熱回収業者への処理委託料	t	t	t	t	t	t	t	t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	
(今後実施する予定の取組)									
<p>動植物性残渣については、バイオガス化事業への処理委託を継続するため、分別の不備等が無いように徹底していく。また、分別を行う事で再生利用が可能なものについては積極的に分別を行い、再生利用業者への委託を推進する。排水処理設備の整備を行い、汚泥の削減に努める。</p>									
※事務処理欄									

第 1 面 産業廃棄物の一連の処理工程 について

○汚泥

1. 再生処理業者へ委託 → 肥料として再資源化

○廃油

1. 処理業者へ委託 → 中間処理（焼却） → 最終処分へ（埋立）

○廃プラスチック

1. 再生処理業者へ委託 → 中間処理（破碎、選別） → 原料として再資源化

2. 処理業者へ委託 → 中間処理（破碎） → 最終処分へ（埋立）

○動植物性残渣

1. 処理業者へ委託 → 中間処理（焼却） → 最終処分へ（埋立）

○金属屑

1. 再生処理業者へ委託 → 中間処理（破碎、選別） → 原料として再資源化

○ガラス・コンクリートくず・陶器くず

1. 再生処理業者へ委託 → 中間処理（破碎、選別） → 原料として再資源化

○がれき類

1. 再生処理業者へ委託 → 中間処理（破碎、選別） → 原料として再資源化

○産業廃棄物に関する管理体制

統括責任 株式会社ヤヨイサンフーズ 長岡工場 工場長

廃棄物担当 長岡工場 工務課 (人員 11人)

役割

廃棄物処理統括責任者

- 廃棄物処理方針の策定
- 廃棄物管理手順書の策定、改廃
- 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認

廃棄物管理 工務課

- 廃棄物処理計画の作成
- 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討
- 廃棄物処理施設の維持管理
- 廃棄物発生の抑制、分別の管理
- 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理
- 委託契約の締結
- マニフェスト票の交付及び管理
- 監督官庁への各種報告
- 社員、関連業者に対する教育
- その他産業廃棄物に関する事項

○産業廃棄物処理に関する管理体制

別紙 3 参照

管理体制図

